

5 薬 第 808 号
令和 5 年 6 月 20 日

一般社団法人京都府臨床検査技師会 会長 様

京都府健康福祉部薬務課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について

令和 5 年 5 月 26 日付け薬生発 0526 第 1 号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会報等を活用されるなど、関係者に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

担 当	審 査 係
電 話	075-414-4788
メールアドレス	yakumu@pref.kyoto.lg.jp

薬生発0526第1号
令和5年5月26日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和5年政令第193号。以下「改正政令」という。）が令和5年5月26日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール1%以下を含有するものを除く。

（参考CAS No. : 156-87-6）

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤

（参考CAS No. : 1332-81-6）

(2) 「2-イソプロトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソプロトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロトキシエタノール15%以下を含有する製剤

（参考CAS No. : 4439-24-1）

3 施行期日

令和5年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和5年6月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和5年8月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和5年8月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

- (1) 改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和4年度第6回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料3 毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29912.html

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220337&Mode=1>

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日まで、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第四号の九を第四号の十とし、第四号の八を第四号の九とし、第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 三アミノプロパン—オール及びこれを含有する製剤。ただし、三アミノプロパン—

—オール—以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八号の二ただし書中「二〇%」を「二五%」に改める。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

改正案	現行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の七 (略)</p> <p>四の八 三―アミノプロパン―オール及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノプロパン―オール一%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の九・四の十 (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 〓ニ (略)</p> <p>ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一五%以下を含有するものを除く。</p> <p>九 〓百十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 〓四の七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四の八・四の九 (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 〓ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。</p> <p>九 〓百十 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)